

十円で乗れるわけですから、五人乗ればバスより安いタクシーと、こうなっておるわけですね。おまけに奢侈的性格などというものが現在のタクシーにあるなどというものは、われわれ常識で考えられない。現在自家用車がこれだけはんらんしておれば、いま車に乗っておるのは、要するに所得階層として高いほうがタクシーに乗るのではなくて、安いほうがタクシーに乗っておるわけですね。そう考えてくると、いまの主税局長の答弁は非常にアナクロニズム的発想のような感じがするのですが、政務次官、どうですか。

○細見政府委員 アナクロニズムの前に一言弁解しておきたいと思ひます。

タクシーがなぜ課税になるかと申しますと、タクシーで提供する便益というのは自家用車で提供する便益と同じものである、こういうことでございます。そういう意味では、そういうサービスをとらまえて、少なくとも沿革的に自家用車に課税されており、自家用車を持ってない人はタクシーに乗るといふようなサービスの同質性といひますか、自家用車で受けるサービス、それからタクシーで受けるサービスの同質性をつかまえて課税する。その意味でバスまでいけばいいじゃないかということがあつたかと思ひますが、これはまあより大衆的なものがあるということで、沿革的に課税されておりません。

それに比べてましてトラックと申しますのは、トラックによってサービスを受けるといふものは、むしろ産業の基本的な活動であつて、いわゆる入場税がかつたサービスでありますとか遊興飲食税のサービスでありますとか、そういうふうなサービスに対して課税するという感覚のないものであつた、ものの運搬というふうなものは、これは産業の基礎というふうな点で、先ほど申し上げましたように事業用ものは沿革的に非課税にしておつた。その事業というものはダイレクトに、競合関係なしに産業に役立っておる。タクシーのほうは若干そこが自家用車とのサービスの競合というものが考えられる、そういうことでございま

す。

○堀委員 沿革の話はいいですがね、この物品税は古い時代から取つておるわけだから、一体自動車、普通乗用車に物品税を取つたときからタクシーのたつて區別をしなかつたというだけでしょ。現実には自家用乗用車と同じ比率の税率をかけておるわけだから、きつめて沿革は古いわけですよ。今日タクシーが置かれておる条件というのは、あなたがいま言うような論議を發展させていつたら非常にいろいろ問題が出てくる。観光用のバスというのがあるのですよ。本来の輸送用の業務ではない観光用のバスといへどもバスは課税してないのじゃないですか。

○細見政府委員 そのとおりでございます。ただこの場合も一人で乗ると違つて大ぜいの人たちというので、より大衆性があるということ、非課税になつております。

○堀委員 そうするとあなたの発言からいふと、タクシーは大衆性がないということですね。大衆性がよりないものを、なぜ料金をおんなじに長く固定しておつたか。ここでLPGガスの問題をやつたときもあるわけですから、大衆性があるから公共料金で押さえておる。この大衆性は、観光バスで旅行するものよりはるかに大衆性があるのじゃないですか。観光バスの料金に公定料金がありますか。主税局長、どうですか。

○細見政府委員 私どももそういう意味では、いまの物品税体系の中にバスのようなものを取り入れる、あるいはライトバンのようなものを取り入れる方向で解決すべき問題で、タクシーとバランスをそつちへつてほしいと思ひます。

○堀委員 私は、いま公共料金に関する部分として議論しておるわけですね。公共料金でものが押えられておる。要するに収入の側が押えられておる。公益性のあるものについては、やはり私は第一点として、国としてその公共性に見合ったものの対価をどこかで考へてやるべきではないかと思ひます。だから、たとえばLPGガスの問

題にしても、私、ここで三段階方式をとつたのも、あなたの方のほうが出してきたけれども、一挙にやればそれはタクシー料金のほうにはね返るわけですから、できるだけ緩徐しながら生産性の中で吸収するために三段階にすべきであるというのが当時の私の提案であり、それが国会で全会一致で認められたということになるわけですね。

だから、私は、きょうは、まだ物品税の時間がありませんからあとで触れまされども、ちょっと政務次官、私が出しておる問題提起は、常識的に考へると別に特別のことを言つておるわけではない。ただし、私はこういう提案をしたわけですよ。実は、いま小型乗用車については一五%の物品税、大型については三〇%の物品税なんです。ところが、タクシーといへどもハイヤーといへども、大型は据え置いたらよろしいと私は思つておる。これはきつめて奢侈的な要素が依然としてあるわけです。何もあんな大きな外車に乗つていくことはない。これはたいして社用車が会社の金を使つて払うのだから、社用車が使うものは三〇%取ればいい。しかし、国内の小型のもの、二千ccまでですか、これは今日奢侈的な要素があるとか、大衆的でないとか、いまバスに乗るとタクシーに乗ると、バスに乗つたら大衆的でタクシーに乗つたらぜいたくだとか、そういう概念は大蔵省は幾ら何でも持つていない、政務次官も持つていないと思つておる。この点は次の物品税の質問をする前にひとつ省内的に意見を統一しておいてもらいたい、こゝ思ひますが、それについての政務次官の答弁をひとつお願いいたします。

○中川政府委員 沿革的なものがあつて、なかなか複雑ではあると思ひますが、社会情勢も非常に変わつてきたことであり、特に堀委員御指摘のように、タクシーが大衆の足と化しておることも事実ではないか。そういうことを勘案すれば、バスとの関係において考慮すべしという御意見も確かに傾聴に値するものだと思います。ですが、いま言いましたように沿革的なものもあり、また一

般の乗用車との関連その他もありますので、これからひとつ慎重に検討してみるときは課題ではないか、このように思ひます。

○堀委員 おっしゃつたことでけつこうですか、慎重にやつてもらいたいですが、つけ加えて、いまライトバンは無税なんですか。

○細見政府委員 ライトバンは無税です。

○堀委員 いまライトバンといひましても、五人くらい乗ろうと思へば乗れるのです。これも一つ問題が出てきておると思つておる。私はライトバンを税金を取れというのではないのです。ライトバンすら無税になつておるときに乗用のタクシーが有税だということ、どう考へても税の均衡から見れば問題があるということをおもひます。おきまして、主税局長けつこうです。

そこで、今度は関税局であります、いろいろ懸案のものがあるのですが、先にちよつと話の続きでいま議論しておきたいのは、いま主税局長は、今度の暫定措置法については国民の側の損失を招かざるように配慮をした、両面で配慮した。両面で配慮したということは、たまたまそうなたたということかもしれないけれども、私もずつとながめてみて、どうも国民の側に損失がないような感じがしておる。

そこで関税について少しお伺ひしたいのでありますけれども、この関税、昭和四十四年度に大豆が二億八千万ドル輸入をされておるわけですが、これは大体キログラムでいくとどのくらいになるのですか。

○上林政府委員 大体二百四十万トンくらい——ただいまのは四十三年のトン数で申し上げてしまひましたので、四十四年は二百六十万トンくらいです。

○堀委員 私がなげいま大豆の問題提起をしたかといひますと、今度の関税暫定措置法によつて、大豆は本来なら四月一日から関税が下がるべきものです。それが暫定措置によつて一カ月おくらされるわけですね。そうすると国民の側にすれば、今度はそれだけ高い関税を払つた大豆を一カ

月間については消費しなければならぬ、こういうことになりませんか。そうじゃないですか。

○上林政府委員 たいだいま私どもの予定しております本改正につきましては、御存じのようにこの大豆の関税につきましては、一挙にKRの最終まで下げるつもりであります。したがって、それがもし四月一日から実施されることになりましたら、御指摘のように関税が下がりますので、その分が価格にはね返ることになります。ただ、私どもといたしましては、そういう私どもの提案としては、基本的にはいろいろと御審議をいたしたかねばならないと思っております。とりあえず暫定措置法におきましては現行のままをそのまま延ばす、そういう方針のもとに御審議を願っておりますわけでありませぬ。

○堀委員 私がさつき主税局長に質問をしたのも、大蔵省といえども一つの役所ですから、そうすると国民に対してその負担の軽減をはかろうというときには、実は一般的に逓及して処理がされておるわけですか。ところが関税というものは、入ってしまうと逓及する処理はなかなかむずかしいと思っております。確かにそこには問題はありません。問題はありますけれども、これがごくわずかな額ならあまり触れないのですが、ちょっとお伺いをしたいのは、あなたのほうが今後税収見積もりとして三千四百八十四億円の関税の税収見積もりを出しましたね。これはこの一カ月分における減収が差し引かれておるのでしょうか、どうなっておるのでしょうか。この収入見積もりというものは四月一日実施になっておるのかそうでなかったのか、その点をちょっとお答え願いたいと思っております。

○上林政府委員 この税収見積もりにつきましては、五月一日から私どもの提案しております本法が成立するという見通しのもとに、つまり四月分につきましては現状のままという前提で歳入の見積もりを立てております。

○堀委員 そうすると、私がいま言う具体的なこの一カ月間における関税額の差額について、四月一日実施であった場合と今月分であった場合との実態的な差額の中から大きいものだけ——私は一番大きいのは大豆だと思っておりますが、今度の税法でキログラム当たり一円弱関税は下がるわけですから、トン当たり千円下がる。いまのあなたの二百六十万トンということは相当な額に達しますね。一カ月分ですからあれですが、そこでもおもった差額をちょっとお答えいただきたい。大豆、紅茶その他主要な品目について、暫定措置法を行なったことによつて、この一カ月分で国民が受ける損失をお答えいただきたいと思っております。

○上林政府委員 今度の改正で減税をいたしております一番大きな問題は、公害対策のために低硫黄化をはかります目的をもちまして脱硫施設、これに投じます原油一キロリットルに三百円の税の軽減を予定いたしておりますが、それが七月実施を予定いたしておりますけれども、これは関係ございませぬが、これが三十九億を予定いたしております。そのほか、いまおっしゃいました大豆でございませぬが、これにおきまして十三億八千五百万の、一挙に関税率を引き下げますことによります減収を予定いたしております。紅茶につきましては約四億程度の減収を見込んでおります。そういうようなものを全体として合計いたしますと、先ほどの脱硫を含めまして、約九十億の減収を考へております。

○堀委員 それは年間の減収でしょうか。だから私が言うのは、暫定措置法を出したことによつてこの一カ月間に、これは推計になりますけれども——いま主税局長はそれを調整をして出してきた。関税のほうはとりっぱなしにして出してきたわけだ。全然調整も何にもしていない。そうすると国民は、この関税を暫定措置で一カ月減らしたことによつて幾ら損をしたのかということですね。

○上林政府委員 一カ月分がどの程度輸入があるかという見通しによるものでございませぬが、きわめて不確定でございませぬが、大体四、五億程度と考へております。

○堀委員 かなり大きな金額が実はここで国民の側は損をする、こういうことになるわけですね。ですから、所得税法でも一つ問題があったようですけれども、所得税法のほうはそれでも要するに源泉徴収表は今度の新法と同じものをくっつけ、さかのぼる、いろいろな操作がしてあるから、まだ問題が少くないと思うのですが、このように何ら操作もしないで——主税のほうとしては非常に手の込んだ処置がしてある。私はそれで暫定措置法の意味があると思う。ところが関税のほう、ただ通せばいいという感覚がやや前へ出て、あまりどうも調整をしたあとが見られないという感じがするのでせぬ。それはものの性格上調整ができていくということであれば、これこそ関税率法の改正だけを一番最初に持ってきて、ともかく一カ月間の審議期間があつたわけでありませぬから、一カ月間の審議期間の中にぜひひとつ通してもらいたいということでも処理されてよかつたのではないかと私は思う。それでどうにもいかない情勢のときに、関税だけはまた——要するにその他は別です、関税だけについてもう一べん暫定措置法を出すとということもあるんじゃないか。われわれはもしそういう形で出されておるならば、国民の利益につながるものについて反対をする意思はないわけですね。するとしても、国民がいまの物価上昇の中で安くものが買えるようになる道を開くのですから、できるだけ早く、この一カ月間に衆参を通そうと思えば一本の法律くらい——すでに国税通則法も通っているわけですね。もう間もなく向こうも通るでしょう、まだきょうが十日ですから。だから、今度のこの問題のあり方の中に、ややどうも大蔵省として少し不安な点がある。特にそういう問題について、さつき私が触れたように、国民にできるだけ損をさせないというのがやはり税としての基本的な考へで

はないか、私はこういうふうに考へますと、この取り扱いについてはやや瑕疵があるという感じが私にはしてしかなかったが、こう思いますが、政務次官、その点はどうか。

○上林政府委員 後刻政務次官から御答弁いただくことになりましたので、私どもの考へ方を申し上げさせていただきます。おっしゃいますような御議論、ごもっともだと思っておりますけれども、一つはこの税法自体の考へ方におきまして、たとえば今度の問題になっております所得税の問題につきましては、期間計算もいたします関係その他いろいろございませぬので、ああいうような措置をとりましたわけでございますが、私どもの関税と同じ性格を有します物品税につきましては、同様単純に引き延ばすというふうなこともやっております。また、確かに国民、一般の消費者の方々になるべく利益を与えようという、私どもはできるだけ関税を引き下げるといふ方向で今回の本改正法案におきましてその努力をいたしたわけでございますが、率直に申し上げますと、関税は御承知のように下げるというだけではなくして、産業保護という観点から、逆にむしろ上げるという御議論も相当あるものでございませぬ。したがって、個々の品物につきまして上げるか下げるか。むしろ下げることにございませぬ。相当の御議論がある部分も多々ございませぬ。そういうことから申しますと、この関税率を相当下げますことについてはいろいろと御議論をいたしたかねばならないのであろう、そのための期間も要するのではないかと。ことに従前のやり方を見ても、すべからぬやうな事態のときにおきましては、漸次暫定措置法をお願い申し上げ、その間に本改正法案の御審議を願ってきた、こういうのが過去何回かの実績でもございませぬし、そういうふうなやり方を考へたわけでございます。

○中川政府委員 堀委員の御指摘も、この問題についてわからぬわけではございませぬけれども、

国民の側というこぼを使つておられますが、関税について特別の課税をいたすというのは、これはまた別の、生産者という立場を保護する意味が大きな問題となつて、こつた関税制度ができておるのだからと思つておられます。ですから、これをがっちり四月から関税の措置を講じてしまふと、生産をしておる国民の側からは非常な不安、不満が出てくる。そこでいま関税局長が答弁申し上げましたように、賛成の者もあるし、反対の者もある。消費者からいへば下げてもらいたいののは当然です。相対立した意見がございますわけです。この点については大蔵省も一つの考え方を持っておりますが、国会において十分御審議をしていただいた上で最終の結論を得たい。一カ月間だけは従来の制度そのものによつていくという考え方が当然ではなからうかという気が私はいたすわけでございます。

○堀委員 ちよつと委員長に伺いますが、要するに最近 私は二年間留守をいたしましたけれども、関税法の改正が当委員会が審議を始めてから参議院で成立するまで、過去一ヶ月間日かかっておつたのか、ちよつと二、三の例について委員長から、過去の実績についてお答えをいただきました。私は関税法が二ヶ月もかかったような記憶はこれまでにないです。大体関税法の問題は、わりあい議論はいたしましたが、国内法と違ひましてそんなに時間をかけないで成立をさせたという記憶が私にはありますので、正確を期するためひとつ調べておいていただきます、時間がかかりますから。

そこで、いまのお話は、私はちよつと納得できないのです。なぜ納得できないかという点、確かに関税というものが国内産業保護のためにあることとは私も承知しております。しかし下げようという方針を立てたわけです。大体、下げようという方針を立てたならば、立てないならいんですよ、立てたという事は、政府側の下げようという一つの見解をきめたわけですね。それは産業、たとえば大豆についていえば、大豆生産者に

対してはあるいはマイナスになるかもしれないけれども、しかしこれは国民全体の利益、国家的利益というものを考えれば下げようというものが大蔵省の判断だと思つておられます。そうすると、そのところの判断をきめた以上、いまのようなことは弁解にならないと思つておられます。生産者がどうだ、国民がどうだということ、それをきめる以前の問題であつて、きめた以後はきめた方針のとおりくるんでなかつた問題になるんじゃないですか。だから、あなたのいまの言われるようなことを言われれば、それじゃわれわれは生産者側に立つて、今度は本法のほうはゆつくりひとつ審議をして、場合によっては廃案にしようとか、そんなことになりかねないと思つておられます。だからそのうではなくて、私は、現在のいろいろな諸立法は、企業側についてはいろいろ問題があらうけれども、最も利益を受ける全般的国民大衆というところに焦点が合わされておるのが政治の眼目じゃないかと思つておられます。企業を保護されれば国民はどうなつてもいいという政治ならばこれは別ですけれども、自民党といへどもそこまではっきりと割り切つておられるわけではない。やはり皆さんも票をもらつて選挙に出てきて以上の、国民の利益を守ることがやはり最大の政治の眼目だと思つておられます。そうすると、いまの議論の中で、今度のものの中には主として関税を下げるほうの問題がたたくさんある。私はいへんいいことだと思つておられます。特に大豆についてはKRの最終条件まで一挙にいこうという事は、私はいまの国際的な諸条件、この間から少し議論しましたが、残存輸入制限も取りやめて、できるだけ前向きにして、関税も下げて輸入を自由化をして、そのことによつて国内の物価を安定させながら、同時に對外的ないろいろな諸問題の解決をはかるべきだ、こつた基本的な考え方を述べておられるわけですから、その限りでは、私はやはりこつた問題は大いに了解を得た上で、国民の側として少なくとも四、五億円も違いますから、早く通していただきたいという話があれば、私は野党側といへども国民の利益になることですから、論議はしますよ、審議はするけれども、いまま少くとも一ヶ月間に衆参両院が通らない、それも法案があまり詰まつてない時期ですから、通らないという問題ではないだろ、私はこつた感じがするわけですから、その点は私は、いま特に関税局長が先例だといふ話だけでも、こんな先例ならやめなさいかぬですよ。だから本日限りそういう先例にはとらわれない、国民の立場を考へてやりますというこゝにないかと、悪い先例でも先例なら幾らでもやるんだということになつたら、私はこつた問題がある、こつた思つておられます。政務次官どうですか。

○中川政府委員 お説もつとも点もありませんが、一カ月間の暫定措置でございます、御承知のように。大豆についても、その他の関税についても、数年來、何年から始まつたかよくわかりませんが、少なくとも相当期間の制度がよろしいといつてやつてきた制度でございます。そして今年度から改正に踏み切つて御提案申し上げておるわけでありまして、それはやはり相当審議すべきではないか。しかもこれは即物性というか、その場できまつてしまつたら取り返しのつかないものでありますので、一カ月間くらいは数年やつておつたこの制度でやつておいて、その後ひとつじっくり御検討をいたしたくがたてまえてはないか、私はそのように思つておられます。ただ、こつた出し方がいかにどうかについては御議論のあるところでありまして、きょうまで採決を延ばしたところ、そういう点も納得できるところから延ばしたということであり、今後この出し方については、採決は政府は関係ないぞ」と呼ぶ者あり。それはそのとおりですが、それくらい御議論のあるところではないか。政府ではありますませんが、国民の側、国会側において議論のあるところじゃないか。出し方については今後また政府としても検討してまいりたい。

それから所得税のほうの改正につきましては、下げればよろしいという声は圧倒的であつて、しかもやつておいて、かりに将来違つた決定が出ましても年末調整でも調整できるというところから、こつた前向きな配慮をした、こつたことでございますので、御了承をいただきたいと存じます。

○堀委員 いまの答弁は了承しませんが、要するに役所は役所の立場がありますけれども、政務次官というのはやはりより国民的立場に立たないこと、役所の代弁だけするのならばあなたの答弁を求めるとは必要はないわけだ。だからもう少しやほり国民側に立つた答弁をしてもらわなければ、今後私どもは事務当局の答弁だけで、あと大臣だけにしますから。そのところあなた、もう少しお考えいただいて、あなたは、政務次官というのは事務次官じゃないので、要するに国民の側に立つた——政党から入つた次官でしよう。もう少しい答弁をもらうのでなければ、いまの上林君の答弁とちよつとも変わらない。だからそれじゃ、関税局長心得の答弁みたいなことでは私は納得できない。

ではもう一つだけ聞きますが、これまでのこつたこと、暫定措置の場合については内容のいかに十分判断をして、先例としないという答弁だけひとつしてくださ、私のいまの前の話を踏まえて。

○中川政府委員 それは前例としないことははっきり申し上げていいのではないかと。もう一つ弁解をさせていただきますと、大豆について、私は大蔵におりますから踏み切らざるを得ないのですが、御承知のように北海道は大豆の生産地でありまして、こつたされると困つたという議論も相当出てくる背景があるものですから、議論はこの点だけは尽くさしてもらいたいという気持ちで申し上げたので、関税局長事務取扱になつておらぬつもりでありますので、御了承願いたいと思つておられます。

○堀委員 あなたの置かれておる立場はわかりましたから、さっきの心得は取り消しますが、あなたが先例としないという答弁をしたことについて

はひとつ確認をいたしておきますから。やはり問題別によつて、それは暫定で処理をしなければならぬ場合もありましょう。ただ、非常に時間が切迫しておるなら別だけれども、今度はそうではなかつたという前段の状態がありますから、あとでいま事務当局に調べさせておる過去における関税定率法の審議期間を見れば、このことは非常に明らかになる。一カ月以内に衆参を通つておるならば何もこんなことをする必要はなかつたというわけになる。ですから、過去の実績の上でものを考へるといふのは必要なことですから、安易な暫定措置によるようなやり方をすることは、私は国会審議に対しても国民の利益を守る問題についても問題がある、こういうことでありまして、その点はひとつ早急に事務当局は処置をしてもらいたいと思つておる。

次は、この間ちよつと問題にしておるガス事業に關する戻し関税の問題であります。そこで最初に、この前お調べを願つた特別ガス事業者がガス製造用揮発油にかかわる関税の還付を受けるため必要な国産石炭の購入数量告示量、これについて特別ガス事業者の計でけつこうですから、四十一年度から四十四年度までお答えを願いたいと思つておる。

○上林政府委員 申し上げます。
四十一年度は百四十二万五千トンでございます。四十二年度は百二十二万四千トン、四十三年度は百四万三千四百トン、四十四年度は九十六万四千九百トンでございます。

○堀委員 そこで四十一年に百四十万トン以上使いなさいと言つていたのが、四十四年度には九十六万トン使えば戻し関税をやりましょう、こういうことになつたという事は、要するに国内炭の消費量というものをだんだん減らしてきておるわけですね。少なくとも四〇%くらいですか、三〇%になるかな、九十六万トンですから四十万トン分くらいを使わなくても戻し税をやりましょうというところでどんどん減らしてきておる。
そこで私は、はたしてこういう制度は今日もな

必要かどうかという点について少し議論をしておきたいのであります。通産省のほうにお伺いをいたしますけれども、昭和四十二年の特別事業者が扱つた石炭の中で、国内炭が何トンで輸入炭が何トンであつたか。これは関税局では答えられないでしょうね。だから、通産省のほうでちよつと答えておいてください。

○高木説明員 お答えいたします。
四十二年におきまして特別事業者が消費いたしました国内炭の量は二百四十四万三千トンでございます。輸入炭でございますが、輸入炭は二百八十六万九千トンでございます。四十四年度は、国内炭は百七十六万二千トンで、輸入炭は四百二十六万三千トンでございます。

○堀委員 ありがとうございます。
いまお聞きになつたように、昭和四十二年には国内炭を二百四十四万三千トン特別事業者が使つていたけれども、これが百七十六万二千トンに実は減つてきている。な減つてきているかということとは、国内炭の原料炭に対する需要がその他の部分であるから、ガス事業に回そうにも回すものがないということだと私は理解をしておるわけですね。この点についてちよつと――鉱山石炭局、来ておられますね。ちよつとその経過を少し答えてください。

○織田説明員 私のほうで年度初めに石炭の需給計画を毎年つくつておるわけでございますが、つくりましたものを四月の審議会にかけまして各業種ごとにきめておられますが、需要者といつたしましては、御承知のように製鉄とガスとコークスとございまして、大きっぱに申し上げまして原料炭の国内生産はこのところ千二百万トンから三百万トンくらいでございます。製鉄が大体千九百トンから千五、六十万トンくらい、あとガス、コークスが百万トン余り、ちよつとこえますが、というふうなことでまいっております。この需給計画をきめるにあたりましては、販売業者の売の販売計画と申しますか、それからガス事業者の購入希望額とか、あるいはまた外国炭の輸入可能性のこ

ております。ただ御承知のように、この需給計画というのは強制的なものではございませんので、きめた結果は必ずしもこのとおりになりません。で、これをオーバーするものもあり、また下回るものもありまして、実績と計画は必ずしも一致しておりません。また最近石炭側の生産不如意というふうなこともありまして、計画が未遂に終わつておる場合もありません。

○堀委員 そこで、私がなぜこの問題をいま言つておるかと申すと、昭和四十四年度について見れば、特別事業者は百七十六万二千トン実使つておる。ところが、この還付のための基準は九十六万四千九百トンしかなくなつていない。もう二分の一近いところに条件が置いてあるようなものを毎年下げておるわけですね。いま関税局長が答へたように、かつて昭和四十一年が百四十二万トン、四十二年百二十一万トン、そのときから、国内炭は二百四十四万トンですから、おおむね二分の一以下のところに線が引いてある。そんなところにわざわざ線を引いて、これをこえたら三百二十円還付してもらふなんという事は、私は実情に沿わないと思つておる。これが、このアローアンズの範囲でこまごまやっておかなければ使われないんだぞというおそれがあるような条件であるならば、私はいまの制度は必要があると思つておる。ね。もう今日この需要と現実の姿を見ればはたして――私に言わせると、大蔵省が毎年こんなものを告示をして三百二十円の戻し税をしなくても、大体手数をかけるだけ意味がないのじゃないか。だからこの際は、こういう行政事務をできるだけ簡素化しろというのが国民の声であるならば――これがいまの百七十六万トンのときに百五十万トン以上使いなさいという指示をしてい

るということなら、私はそんなことを言いませんよ。しかし百七十六万トンも実際使つておるときに九十六万トン以上使えばどうするとかこうする。だんだんこれがまた減ると思つておる。なおかつ減つていくためにまた基準をつくつていくのだというふうなことは、片や実際問題としては、もちろん特別事業者のガス石炭使用量も減らしてあげられ

も、絶対量がないわけですね。製鉄が使つておるんだから絶対量がない。そういう意味ではこの制度はあまり意味がないような気がする。この際ガス事業なんというものは――私も商工についてわかつたけれども、通産省として比較的行政事務がしやすいのは公益事業局が持つておる電力とガスクラウド、その他のところは、二年間いたけれども、通産省の言うことを聞きそうなるのはほとんどないわけですね。このところは民間主導型になつて。だからこの際、大蔵省も手間がかかるだらうから、とにかく通産省として必要と思つた範囲についての取りきめだけを大蔵省との間になされ、そして通産省として適当でないといふときは免税をしません。しかし通産省として適当と認める限りはひとついまのガス原料用揮発油は三百二十円――この額の問題はあとから議論するわけですが、ひとつ還付してくれということ、何らかの役所間の取りきめだけではないんじやないか。私は、非常にむだな行政事務をやつておるやうな気がしてしかたがないのですが、これはどっちにあればあるのかよくわからないから、どっち側からでもこういうことはもうやめて、もつとスムーズな行政処置をしたらどうかというのが私の提案なんです。どうでしょうか。

○上林政府委員 まずお断わりをいたしますのは、あるいは御存じかと思つておるが、いま通産省で申し上げました百七十六万トンと申しますのは、ガス事業者の原料炭のみではございません。製鉄から委託を受けて使います製鉄用の原料炭が七十四万七千トンでございます。したがつて、還付の対象になりますガス事業者特有の原料炭は百一十五万五千トンの消費が見込まれておるわけでございます。したがつて大体九十何万トンという数字、約百万トン近い告示量と大体同じくらいの数字でございます。
なおこの問題につきましては、確かに通産省の指導というふうな問題もあるわけでございます。うけれども、現実の経済的なベースを申します

と、やはり国内産の原料炭と輸入炭との価格差が相当ございますので、やはり通産省の指導にもおのずから限界がある。また制度といたしまして、こういうようなことで石炭対策の一環としてそれが円滑にできますように、一つのこといたしましてこういうものが必要ではなからうか、こう私も考えておるわけでございます。

なおも補足がございましたら通産省から答弁していただきたいと思ひます。

○堀委員 いまの話をお聞くと——私はここに石炭という原料になっておるものは、これは本来ガス発生用のためのものだ、こう理解をしておるのだけれども、いまの話だと、百七十六万トンのうち七十四万トン余りというのは製鉄用の何とかがだという話をしておるのだけれども、それは一体どういうことですか。そこををはっきりしてもらわぬと、私の説明を聞いたことがちよつとわけがわからなくなる。ガス発生量その他についても違ひのかな。

○堀委員 先ほどガス課の高木が御説明申し上げました数字は、製鉄用と一般用と合わせた数字でございます。ガス事業者のほうに、たとえ製鉄会社でコークス炉を持っていない製鉄会社があるものですか、こういうところはたとえ東京瓦斯とかあるいは大阪瓦斯とか、こういうところにもコークスを委託してつくってもらつておりました、その数字を差し引きした数字が百万トンくらい。私先ほど、ガス、コークスは百万トンくらいと申し上げましたが、この製鉄委託分を差し引きした数字でございます。もう一度正確に申し上げますと、四十四年度で申し上げますと、国内炭がトータルで百七十六万二千トン、そのうち製鉄用が七十四万七千トンでございます。それを差し引きしたものがいわゆるガス用でございます。百一十五万五千トン、輸入炭につきましてもトータルで四百二十六万三千トンのうち、製鉄用として三百十九万一千トンが除かれまして、ガス用といたしましては百七十七万二千トンでございます。

○堀委員 いまの話はわかりませんが、製鉄用であるとなかろうと——しかし、かすはコークスになつてしまふのだから、それはとれるんじゃないですか。製鉄用原料炭からガスはとれないんですか。製鉄用コークスをつくるためには、当然私は、ガスがそこからある程度とれるんじゃないかと思ふのだけれども、そこはどうなんですか。

○高木説明員 先ほど申し上げました数字は、ガス事業全体として特別事業者が使つてゐる数字でございます。石炭を使いますと必ずコークスが生産されるのでございまして、たまたまその生産されたコークスを製鉄会社に売るかあるいはその他の用途に売つかの違ひで、一応製鉄用とその他に分けてゐるわけでございます。製鉄用につきましても、いろいろ国内炭の需給その他の計画をつくる上から、便宜製鉄用と一般用に分けて分類してゐるわけでございます。いずれにいたしまして、これはガス会社が両方ともガス用として使うものでございまして。

○堀委員 その製鉄用という話は、国内炭を使ふことが目的なんだから、そのために九十万トンというのはいま関税局長の答えたように、製鉄用に行こうか行くまいか、ガス会社にしてみれば国内炭を使ったことになりはしないのです。製鉄用を除外するということは、ここには何も書いてないのです、法律や告示の中には、ただ、国内原料炭の使用についてと省令のところには書いてあるだけで、そうすると、製鉄用を除くなどということを書いてないのに、そんなところまで細かいいろいろな規制をしなければならぬ問題なかなどうか。コークスになる点については同じです、ガスをとる点についても同じなわけだから、私は特別事業者が国内炭を使うという限度において、製鉄用であらうとなかろうと関係はないと思ふのです、事實は。その点はどうか。関税局長のほうからお答え願ひたい。どこかに書いてあるなら読んでください。省令に製鉄用と一般用に分けてあるのなどうか。

○上林政府委員 こういうたてまえになつてゐるわけでございます。都市ガス用につきましては、御指摘の関稅定率法の規定によりまして還付をいたすわけでございまして、いまの製鉄用の原料炭につきましても、かつては同じように関稅定率法の暫定措置法によりまして、電力及び鉄鋼に對する原料炭の引き取りにつきましては、その引き取りに應じて還付いたしておりました。ただいまではそれが石炭あるいは電力の交付金というわけでございまして、鉄鋼用の原料炭を引き取りましたことによりまして負担増につきましては、ただいまの制度におきましては關稅の分野から離れまして、石炭特会におきまして石炭に對する交付金というわけで処理をされておるわけでございます。したがつて、製鉄用の原料炭につきましても、それはその分野で処理をして、都市ガス用の原料炭につきましても、いま御指摘の關稅暫定措置法で処理をしておる、こういう体系になつておるわけでございます。

○堀委員 非常に複雑でわかりにくいわけけれども、そうすると、特別ガス事業者というのは、製鉄用といわれておる原料炭は自分のところが買わないのですか。製鉄会社が全部買って、ただで持つてきて、それをただでガスをとつて、そのかわり残つたコークスだけはただでやる、こういうことですか、それで。

○堀委員 われわれはことばとしては委託と云ふことばを使つておりますが、ただ、現実の會計の処理といたしましては、買って売るようなかっこうになつております。しかし、いま先生御指摘の、基準量に達したではないかあるいは達しないという話の場合は、委託分は除きまして、一般用プロパーの基準量に達したかどうかで判断してございまして、したがつて、先ほどの九十万トンという数字は、ここでいいますと百一十五万五千トンという数字に比較される数字ではないかと思ふのでございまして。

○堀委員 そうすると、もしこれがなくなつたら、国内の百一十万トンを特別ガス事業者が使つないという条件があるわけですね。あなたのほうに九十六万四千九百トン以上使わなければ三百二十万還付しませんよというルールになつてゐるのだから、これがもしなくなつたら、特別ガス事業者は国内炭の原料炭は、百万トンは使われないということになるわけですか。

○堀委員 これは外国炭の値段あるいは量の問題とも關係するわけでございまして。現在でも、外国炭が非常に高くなつたということが言われてゐるわけでございますが、一部のスポットものとか、あるいは米炭の強粘結炭については値上がりもあるわけでございますが、日本の国内炭と似たような炭としてわれわれが比較しております。豪州の弱粘結炭につきましても、まだ千円余り安いというふうに見られますので、もし豪州の炭が今後まだソースとして潤沢であるということになれば、先生の御指摘のようなことになる可能性もあるわけでございます。

○堀委員 いまのところはないということですか。
○堀委員 現在でも豪州炭のほうがあつてございまして、それで現在割り当て制をしてゐるわけでございますが、これで割り当て制がなくなれば入つてくる可能性はございます。
○毛利委員 さっきの堀君にお答え申し上げます。先ほどの関稅定率法等改正案の委員会質疑の日程は、日数は四十二年三月三日、四十三年五月、四十四年一月、以上のとおりであります。
○堀委員 いまおっしゃつたのは、三日と五日と一日ですね。これは衆議院の審議日数でしよう。参議院は調べなかつたのですか。国会を何日で終つたかということなんだから、ここで審議を始め一べん調べてもらひたい。それが必要なんだ。それが一カ月以内ならこんなことをやる必要はないのだけれども、毎年実績があるわけだから、その

点を調べて、一体ここで審議を始めてから、お読みはだめだが、法律が成立した参議院本会議の日にもまだ一体何日であったのか、それをひとつ調べてちょうだい。おそらく、私は過去の認識で、一月以上も関税率法をかけた記憶がないから。

それでは引き続き……。この間も少し議論をしたのだけれども、いまの三百二十円の還付とか、この還付の額の問題なんですけれども、この前関税局長は、特別ガス事業者は原油が無税で入っているから、ここは三百二十円でも他の一般ガス事業者との均衡をとれるのだという答弁でした。そこから確認をいたします。

○上林政府委員 そういふ趣旨の御答弁を申し上げますが、もう少しくだいて申し上げますと、都市ガスの石油関係の関税を、大手、中小ごとにおのおのの特徵によりましていろいろなソース別の原料を使っておりまして、そういう関税の負担を計算いたしまして、おのおののバランスがとれるように、そういう配慮のもとに関税率をきめたという経緯がございます。

○堀委員 ちょっと抽象的によくわかりませんが、私に少し少くまかく、一体原油ではどのくらいのがスがとれる、揮発油ではどうなっているというこまかい資料を持っているわけですが、そこでガスのできる根拠をちょっと具体的に段を追って説明してもらいたいわけですが、一般ガス事業者には五百三十円還付している。それはこの前は十二分の十だと言われたけれども、十二分の十にしたのは、これはその他のものがどれだけに比べてどうなっているのか、それを基準にしている原油と揮発油を使っておるシェアなりいろいろなものがあるわけですから、その関係からしたら一般ガス事業者と権衡をとるためには三百二十円にこの数式でなりますというふうな、ちょっと具体的な説明をしてもらいたい。ただバランスをとったなんという抽象論では、数の問題ですから正確を期したいのです。

○上林政府委員 数字を申し上げますと非常に長いこととなりますが、考え方を申し上げますと、まず原料の使用量を大手、中小に分けて、たとえば大手でございまして原油を、これは四十三年度の数字でございまして、百九万四千キロリットル使っておる。その関税は無税でございまして、それから、たとえばいまの大手の国産ナフサは六十六万二千キロリットル使っておりまして、そのうち燃料部分に、要するにガスにならない部分を差し引きますと五十六万三千キロリットル使っておる、あるいは輸入ナフサは四万九千キロリットル使っておるというふうな、いろいろな原料がございまして、それをおのおのきめております関税額ではじきますと、十三億一千三百万円を負擔することになるわけでございます。いま十三億一千三百万円と申しましたのは、本来のかかるべき関税額でございます。

それに対して、ただいまの制度によりまして、原油はまるまるまけられる。国産ナフサにつきましては一億七千二百万円まける。輸入ナフサについては九千三百万円まけます。原油に使うのは七億でございますから、合わせますと九億六千五百万円減税することになります。したがって、その還付率と申しますか減税率が七三・五％ということになります。同じような計算を中小にいたしますと、その還付率と申しますのは七四・五％になる、大体こういふようなところで、バランスがとれておる。毎年の傾向でございまして、そういうふうなところからきめられておる、こういうことでございます。

○堀委員 三百二十円にきめたのはいつきめたのですか。

○上林政府委員 四十一年度に設定しております。

○堀委員 実はこれはまだ四十二年から四十六年だし、中身がいろいろ、揮発油の輸入のものもあるし国産のものもあるからちょっとはっきりしない点がありますけれども、シェアがだんだん変わってきておられますね。原油の占めておったシェアと揮発油ガスの占めるシェアというのは、四十二年で原油ガスが二一・六％あって、揮発油ガスが一四・二％あったものが、四十四年来ると原油ガスが一八・四％になって、揮発油ガスが一五・〇％ということ、特別事業者だけを見てシェアが変わってきておる。特に原油ガスはだんだん逆に今度は減ってきておる。四十二年から四十四年に減ってきておるというように、これは中身が相当変わってきておるのではないかと思うのです。

ですから、おそらくいまの計算というのは、四十三年度でされたということであるけれども、これは一べん再検討が少し必要なのではないかという感じがするのと、もう一つ、結局ネットで見ると石油化学のほうは百二十五円の関税負担で済んでおるけれども、ガスのほうは、結局二百五十円関税を払わされておるということに、輸入揮発油の問題はなっておるようですね。

そこで、これはさっきの話ではないけれども、石油化学というのにそれだけメリットを与えていたのは、おそらく、石油化学が国際競争力も十分なかったし、インセンティブを与える意味でこういうような制度になっていたのではないかと思うのでありますけれども、今日日本の石油化学というものは十分国際競争力を持つに至っておるし、きわめて大規模な力を持つに至った。ガス事業者のほうは、御承知のように、やはりさっき申し上げた公共料金に關係するところの、ともかく一般国民がストリートに消費するものだから、これの原料については国の側としても相当配慮があつてしかるべきではないか。そう考えてみると、どうも石油ガスのほうが安過ぎるのか、ガスのほうが少し高いのか、ちょっとつまびらかでないけれども、こんなのもう少し権衡をとるようにならうかと思うのですが、関税局長としてはどうでしょう。

○上林政府委員 一つには、この原油関係、石油関係に關しましていろいろの減税制度については、いろいろないきさつもございまして、確かにおっしゃいますように、まず石油化学につきまし

ては、当時の石油化学の状況にかんがみまして、これの還付制度、減免税制度が一番先につくられております。その後アンモニア、都市ガスという分野につきましての減税制度などがつくられたという経緯がございます。一時的にはこれらのものが歩調を合わせておった時代もあるわけでございますが、特に石油化学につきましては現在のナフサの輸入状況が非常に激増をしております、国際的な価格も値上がりをしておるというふうな情勢でございまして、昨年と申しますか、今年度における改正におきまして、石油化学用のナフサにつきましては、外熱と申しますか、本来の熱源に使つてしまふというふうなものを除きましてこれを減税をする、こういう考え方に立ちまして実は百二十五円の税引きにしたわけでございます。

一方アンモニアにつきましては、従来から工業用のアンモニアにつきましてはこういう軽減措置を講じない、医療用のアンモニアだけに軽減措置を講じておるものでございます。したがって、アンモニア用のナフサにつきましては、本来の熱源に使う部分と工業用のアンモニアに使う部分につきましては減税措置を適用しない、ただし農業用の、肥料用のアンモニアに使う部分につきましては減税をする、こういうたてまえで減税額をはじきますと二百五十円になる。

それから都市ガスにつきましては、率直に申し上げますと、ナフサを輸入いたして使っておりましては大手ガスだけでございまして、大手ガスにつきましては、先ほどからの御議論のあります三百二十円を軽減するということでございます。したがって三百二十円、半分でございますから同じ額になります、ほんとうからいいますと、そこまで高めてもいいという議論がバランスからいいますとあるわけでございます。もう一つ、従来の経緯からいたしまして、大体都市ガス用につきましては、アンモニア用ナフサと同じような取り扱いをしてまいっておるということもございまして、ここで増税をするということもい

ては、当時の石油化学の状況にかんがみまして、これの還付制度、減免税制度が一番先につくられております。その後アンモニア、都市ガスという分野につきましての減税制度などがつくられたという経緯がございます。一時的にはこれらのものが歩調を合わせておった時代もあるわけでございますが、特に石油化学につきましては現在のナフサの輸入状況が非常に激増をしております、国際的な価格も値上がりをしておるというふうな情勢でございまして、昨年と申しますか、今年度における改正におきまして、石油化学用のナフサにつきましては、外熱と申しますか、本来の熱源に使つてしまふというふうなものを除きましてこれを減税をする、こういう考え方に立ちまして実は百二十五円の税引きにしたわけでございます。

一方アンモニアにつきましては、従来から工業用のアンモニアにつきましてはこういう軽減措置を講じない、医療用のアンモニアだけに軽減措置を講じておるものでございます。したがって、アンモニア用のナフサにつきましては、本来の熱源に使う部分と工業用のアンモニアに使う部分につきましては減税措置を適用しない、ただし農業用の、肥料用のアンモニアに使う部分につきましては減税をする、こういうたてまえで減税額をはじきますと二百五十円になる。

それから都市ガスにつきましては、率直に申し上げますと、ナフサを輸入いたして使っておりましては大手ガスだけでございまして、大手ガスにつきましては、先ほどからの御議論のあります三百二十円を軽減するということでございます。したがって三百二十円、半分でございますから同じ額になります、ほんとうからいいますと、そこまで高めてもいいという議論がバランスからいいますとあるわけでございます。もう一つ、従来の経緯からいたしまして、大体都市ガス用につきましては、アンモニア用ナフサと同じような取り扱いをしてまいっておるということもございまして、ここで増税をするということもい

ては、当時の石油化学の状況にかんがみまして、これの還付制度、減免税制度が一番先につくられております。その後アンモニア、都市ガスという分野につきましての減税制度などがつくられたという経緯がございます。一時的にはこれらのものが歩調を合わせておった時代もあるわけでございますが、特に石油化学につきましては現在のナフサの輸入状況が非常に激増をしております、国際的な価格も値上がりをしておるというふうな情勢でございまして、昨年と申しますか、今年度における改正におきまして、石油化学用のナフサにつきましては、外熱と申しますか、本来の熱源に使つてしまふというふうなものを除きましてこれを減税をする、こういう考え方に立ちまして実は百二十五円の税引きにしたわけでございます。

かがかというようなこともございますし、総じてみますと、先ほど申し上げましたように、大手、中小のバランスからいってもこの二百五十円で適当であろう、こういうようないろいろな経過を経たものでございます。

確かにこれは、いろいろ検討いたしますときにどういう考え方でやるかというのは、またそのときのいろいろな資料の考え方その他によってきめられておるわけでございますけれども、率直に申しますと、原重油関税はなかなか複雑でございますし、また石炭対策の漸減いたしております見込みのときでもございますので、将来の問題としては、そういうようなあるべき原油関税の姿というふうなものも考えながら、こういうものもできただけ簡素なわかりやすいものにしていきたい、こういう気持ちでおるのでございます。

○堀委員 いろいろ経緯があり、関税は特に非常に複雑でございますから、私も一べんにどうこう言うわけではありせんけれども、私は本月初めから議論しておるうちに、大衆に直接使用されるもの、それが公共料金のものになるものについては、やはり国として十分配慮をして、いますぐ還付金をふやせというのではないのですけれども、要するに公共料金が上げられるようなことにならざることをやるというのが、いまの物価政策として行なえることをやるというのが、いまの物価政策の一つの重要なポイントではないだろうか、こう考えておられますので、そういう意味では、やはり物価と関税という問題ですね。これはこの次に私は、本法が審議になりますときに物価と関税というものを、企画庁を呼んでひとつ根本的に少し、関税を下げた場合にはそれが物価にどういうふうにはね返っておるか、これはやはり少し詰めておきまないと、せっかくわれわれが大豆の関税を下げるあるいは紅茶の関税を下げる、消費者は同じものを同じような価格で受け取るということになれば、これは中間的なところに吸収されてしまつて本来の国の意思が働かないということになるわけですから、これらについてはこの次の

昭和四十五年三月十六日印刷

昭和四十五年三月十七日発行

関税暫定法の本法のときに討議をいたしますけれども、やはり考え方としては、いま私が言っておるようなことは関税率の中で、特に関税率の場合には外国との関係の問題もあつたでしょうけれども、戻し税のようなものは比較的そうでない国内的要素でどこでもやっておるように思います。それからそれはその条件、その時期における物価等の諸条件を勘案して検討してきめるといふことを、少し頭に置いておいてもらいたいということ、この問題を通じて少し申し上げておきたいと思つておる。それについての政務次官の見解をちょっとお伺いいたしておきます。

○中川政府委員 お説もつともだと、この点については思ひます。関税と物価、特に最近物価が大きな問題でありますから、関税も物価の面からながめることは大事であらう、このように考えます。

○堀委員 資料、できましたか。

○毛利委員 堀君の先ほどのお尋ねにつきましても、四十二年は四月二十八日に委員会の質疑に入り、参議院の本会議で五月二十七日に議決しております。この間三十日を要しております。四十二年は、三月十二日から三月三十日まで十九日間、四十四年は三月三十一日の一日で衆参を通過しております。以上でございます。

○堀委員 それではこれで質問を終わりますけれども、いまお話を聞いてみますと、四十二年が三月十日、四十二年四月十九日、四十四年はちよつと例外でしようからこれは数に入れませんけれども、過去のこの実績から見れば、努力をすれば私は衆参は通し得る可能性が十分にある、こう判断をします。今後は、さつき先例としないという御答弁もありましたから、こうでなければ、十分ひとつ国民の負担軽減になるようなものについては、安易に暫定措置で行なうことなく、やはり本法を出して、もしそれがうまくいかない場合に、ちよつといま予算委員会にまだ暫定予算が出ていないのです。なぜ暫定予算が出ないのか、大蔵省の諸君と話をしてみると、やはり国会審議

を尊重して、成立をしないという見きわめを政府が早くきめることはいかがかというところで、いよいよこのままでは無理だという段階で暫定をお願いしたいというのが主計局の考えのようですから、主計局はそこまで予算案について配慮をするならば、他の各局も、大蔵省の局であるならば国会審議をまず重点と考えて審議をしてきて、そしてどうもいろいろな条件でむずかしいというときに、いまのような、暫定予算と同じように暫定法を出しても筋が通るのではないのか。だからこの点については、今後暫定措置法の暫定措置——関税はややこしいが、暫定措置がすでにあるんだからその暫定ですね、というふうなものを取り扱っていくについては、より慎重に国会審議を中心に、そして国民の利益を配慮して取り扱うように、それを強く要望して私の質問を終わります。

○毛利委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来たる三月十二日木曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時五分散會

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局